

令和3年9月21日

## 青森圏域障害者就業・生活支援センター指定候補者募集要領

### 1 目的

青森県では、障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）を指定し、県内の6障害保健福祉圏域に1箇所ずつ設置している。

今般、青森圏域の指定法人から令和4年4月以降のセンター運営辞退の意向が示されたため、当該圏域を活動の区域とするセンターの指定候補者を募集する。

### 2 センターの業務

- (1) 職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡調整、支援対象障害者に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行うこと。
- (2) 支援対象障害者が職業準備訓練や職場実習を受けることについてあつせんすること。
- (3) (1)、(2)のほか、支援対象障害者とその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

なお、現在のセンターは雇用安定等事業に関して青森労働局との間で、生活支援等事業に関して青森県（健康福祉部障害福祉課）との間で委託契約を締結している。センター及び各委託事業の詳細は、以下のとおり。

- 資料1 障害者就業・生活支援センター概要
- 資料2 障害者就業・生活支援センターの指定と運営について
- 資料3 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）について
- 資料4 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）について

### 3 活動区域

青森圏域（青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町）

#### 4 応募要件

- (1) 支援対象障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であること。
- (2) 青森圏域にセンターを設置し、主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当者を配置できること。
- (3) 事業を行うに十分な財政的基礎を有すること。
- (4) 活動を行う地域にある関係機関との連携が十分に可能と認められること。
- (5) 支援対象障害者を継続して確保できる見通しがあること。
- (6) 基礎訓練（支援対象障害者との信頼関係の形成、支援対象障害者の能力・特性等の把握を目的とした訓練）の実施体制が適切であること。
- (7) 職業準備訓練及び職場実習のあっせん及びその対象者への支援の実施体制が適切であること。
- (8) 職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること。
- (9) 障害者の就業及び生活に関する支援活動の実績があること。
- (10) 地元自治体の積極的関与があること。
- (11) 法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。（例えば、法第 43 条に基づく法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること。その他労働関係法令等に違反し社会通念上著しく信用を失墜している等、センター事業の遂行に支障を来す者でないこと。）

#### 5 応募方法等

##### (1) 参加申込書の提出

**本公募に応募しようとする者は、必ず参加申込書を下記のとおり提出すること。**

##### ア 提出方法及び提出先

持参または郵送（必着）による。なお、郵送の場合は、配達記録が残るものとする。

提出先：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

青森県商工労働部 労政・能力開発課 雇用促進グループ

##### イ 提出期間

令和3年9月27日（月）から令和3年10月8日（金）午後5時まで

##### ウ 提出書類

参加申込書（様式1）

##### エ 提出部数

1部

## (2) 応募に関する質問

応募に関する質問については、以下のとおりとする。

### ア 質問方法

「募集要領等に対する質問書」(様式2)を記入して、メールにより提出すること。ただし、軽微な質問については電話でも受け付けることとする。

### イ 送付先

青森県商工労働部労政・能力開発課

メール：roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

電話：017-734-9401

### ウ 提出期限

令和3年9月27日(月)から令和3年10月8日(金)午後5時(必着)

### エ 回答方法

質問者に対し、令和3年10月13日(水)午後5時までに、メールにて回答する。応募者に共通すると考えられる質問は、青森県ホームページに質問及び回答を掲載する。軽微な質問として電話で受け付けたものについては口頭で回答する。

ただし、選定審査に関する質問には回答しない。

## (3) 業務提案書の提出

### ア 提出方法及び提出先

持参または郵送(必着)による。なお、郵送の場合は、配達記録が残るものとする。

提出先：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

青森県商工労働部 労政・能力開発課 雇用促進グループ

### イ 提出期間

令和3年9月27日(月)から令和3年10月27日(水)午後5時まで

### ウ 提出書類

- ①業務提案書(様式3)
- ②定款又は寄附行為
- ③直近の年度の収支決算書及び事業報告書
- ④令和3年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の写し(常用労働者43.5人以上の法人のみ)
- ⑤応募要件を満たす旨の誓約書(様式4)
- ⑥パンフレットなど法人の概要がわかる資料

エ 提出部数

9部（正本1部、副本8部）

※ホチキス不要（パンフレットは除く）・穴あけ不要・ファイリング不要であり、各部を1つのクリップのみで留めて提出すること。

6 指定候補者の選定方法

(1) 選定委員会

ア 日時

令和3年11月9日（火）（予定）

イ 場所

青森県庁内会議室

時間及び場所等の詳細については、提案者に別途連絡する。

(2) 審査実施方法

ア 審査は県が別に定める選定委員会委員により行い、プレゼンテーションによる審査を経た上で、最も優れた提案を行ったと認められる者を指定候補者として選定する。

イ 提案者は、提出された提案内容について、所定の時間（1者15分以内を予定）内にプレゼンテーションを行うこととする。（その後10分程度の質疑応答を予定。）

ウ プレゼンテーションは、事前に提出された書類で行うこととし、追加資料の配布やプロジェクター等の機材の使用は認めない。

エ 審査結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。なお、審査結果に関する質問は受け付けない。

(3) 審査基準

次の事項等について、これまでの実績や今後の考え方・見通し等の観点から、総合的に勘案して評価する。

- ① 支援対象障害者の継続的な確保
- ② 基礎訓練の実施体制
- ③ 地域の関係機関との連携状況
- ④ 職員配置・体制
- ⑤ 職業準備訓練及び職場実習の実施体制
- ⑥ 雇用の場の確保
- ⑦ 地元自治体の関与の状況
- ⑧ 障害者の就業及び生活に関する支援の活動実績
- ⑨ 財政的基礎

## 6 センターの指定

- (1) 選定された指定候補者は、別に定める日までに、障害者就業・生活支援センター指定申請書を県に提出する。
- (2) 青森県知事は、提出のあった指定申請書について審査の上、センターの指定を行う。
- (3) 指定時期（予定） 令和4年4月1日

## 7 その他

- (1) 申請に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類に明らかな不備や虚偽内容が含まれていた場合には、失格になる場合がある。
- (4) 選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 書類の提出後に辞退をする場合は、選定委員会前日の午後3時までに、辞退届（任意様式）を労政・能力開発課に持参又は郵送により申し出ること。また、郵送の場合は、配達記録が残るものとする。

## 8 問い合わせ先

青森県商工労働部 労政・能力開発課 雇用促進グループ（県庁南棟4階）

住 所：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

電 話：017-734-9401

メール：roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp